

平成 29 年 9 月 6 日

美濃加茂市民ミュージアム所蔵「(天正 10 年) 6 月 12 日付光秀書状」資料

三重大学教育学部教授 藤田達生

〔解説文〕

尚以、急度御入洛義
御馳走肝要候、委細
為（闕字）上意、可被仰出候条、
不能巨細候、
如仰未申通候処ニ、
（平出）上意馳走被申付而
示給快然候、然而
（平出）御入洛事、即御請申上候、
被得其意、御馳走肝要候事、
一、其国儀、可有御入魂旨、
珍重候、弥被得其意、可申
談候事、
一、高野・根来・其元之衆^{（雜賀衆）}
被相談、至泉・河表御^{（和泉・河内）}
出勢尤候、知行等儀、年寄
以国申談、後々迄互入魂
難遁様、可相談事、
一、江州・濃州悉平均申付、
任覚悟候、御気遣有
間敷候、尚使者可申候、
恐々謹言、

^{（天正十年）}
六月十二日 光秀（花押）

雜賀五郷^{（重治）}
土橋平尉殿
御返報

（包紙）「 惟任日向守
雜賀五郷 光秀
土橋平尉殿
御返報 」

〔読み下し文〕

なおもって、急度御入洛の義、
御馳走肝要に候、委細
（闕字）上意として、仰せ出さるべく候条、
巨細あたわず候、
仰せの如く、いまだ申し通ぜず候ところに、

(平出) 上意馳走申し付けられて
示し給い、快然に候、然れども
(平出) 御入洛の事、即ち御請け申し上げ候、
その意を得られ、御馳走肝要に候事、
一、その国の儀、御入魂あるべき旨、
珍重に候、いよいよその意を得られ、
申し談ずべく候事、
一、高野・根来・そこもとの衆
相談せられ、泉・河表に至り
御出勢もつともに候、知行等の儀、年寄を
もって国と申し談じ、後々まで互いに入魂
遁れがたき様、相談すべき事、
一、江州・濃州ことごとく平均申し付け、
覚悟に任せ候、御気遣いある
まじく候、なお使者申すべく候、
恐々謹言、(以下略)

[現代語訳]

○本文

仰せのように、いままで音信がありませんでしたが（初信であることを示す慣用表現）、上意（将軍）への奔走を命じられたことをお示しいただき、ありがたく存じます。しかしながら（将軍の）ご入洛の件につきましては、既にご承諾しています。そのようにご理解されて、（将軍に）ご奔走されることが肝要です。

一、雑賀衆が当方に味方されることについては、ありがたく存じます。ますますそのように心得られて、相談するべき事。

一、高野衆・根来衆・雑賀衆が相談され、和泉・河内方面まで出陣されることはもつともなことです。恩賞については、当家の家者とそちらが話し合い、後々まで互いに良好な関係が続くように、相談するべき事。

一、近江・美濃までことごとく平定することを命じ、それがかないました。ご心配されることはありません。なお使者が口上で申すでしょう。

○尚々書き（追伸）

なお、必ず（将軍の）ご入洛のことについては、ご奔走されることが大切です。詳細は上意（将軍）からご命じになられということです。委細につきましては、（私からは）申し上げられません

[年次比定]

明智光秀が反信長派雑賀衆のリーダーである土橋重治と接する可能性は、本能寺の変より後でしかない。また京都を離れており、文中でその「上意」や「御入洛」が平出や關字で敬われる人物は将軍クラスの貴人であり、信長亡きこの時期において将軍足利義昭のほかに存在しない。したがって、天正10年（1582）となる。

[人物紹介]

明智光秀…美濃土岐氏の一族明智氏に属し、青年期には京都で暮らし、後に越前の朝倉氏に仕え、永禄9年（1566）に朝倉氏を頼って越前一乗谷に亡命してきた義昭一行と出会い、側近として登用されたらしい。天正8年には、近江志賀郡・上山城・丹波を領有し、丹後

と大和から摂津方面へ、さらには親戚筋の長宗我部元親（土佐岡豊城主）が勢力を蓄える四国方面にも影響力をもつ、織田家随一の重臣としての地位を獲得した。短期間に異例の出世を遂げた光秀ではあったが、天正 10 年 6 月 2 日未明に旧主である將軍足利義昭を奉じて本能寺の変をおこす。しかし、同月 13 日には山崎合戦に敗退し、翌日坂本城に向かう途中で落ち武者狩りに襲われて落命した

土橋重治…紀伊雜賀（和歌山市）の反信長方のリーダー格の土豪である。本能寺の変の直後に鈴木重秀（雜賀孫市）らの信長方勢力を一掃した。本願寺顕如の右筆の記録「宇野主水日記」には、6 月 3 日夜に重秀が雜賀から脱出し岸和田城に入城したこと、4 日には重治によって重秀方勢力の掃討がおこなわれたこと、その頃に長宗我部元親から書状が鷺森本願寺にもたらされたことが記されている。このような状況下、反信長派の重治は光秀に対して援軍を派遣することを申し出たのである。決して根拠のない突然の申し出ではなかった。

足利義昭…足利 15 代將軍。織田信長に奉じられて入京し、永祿 11 年 10 月に將軍に任官した。しかし、信長と対立し天正元年 7 月に宇治真木島城で敗戦して亡命したが、それ以降も現職の將軍であり、信長包囲網の中核にあった。義昭は、天正 4 年に備後鞆の浦（広島県福山市）に亡命し、それ以降は義昭一毛利輝元政權すなわち「鞆幕府」に拠って一貫して上洛戦を試みていた。管見の限りでは、「鞆幕府」は天正 7 年までは京都の寺院や公家からの訴訟も受け付けていたことが確認される。義昭は、歴代將軍と同様に一貫して京都五山をはじめとする幕府管轄下にある禅宗寺院に対して頒布した公帖（任命状）を発給していた。信長は、すべての公権を独占したわけではなかった。

[内容上のポイント]

・本能寺の変の時期までに、光秀が將軍足利義昭を奉じていたこと。

本史料からは、重治が義昭の指示によって行動していること、光秀も既に上洛戦への協力を約束していたことが判明する。義昭の指令を受けて行動していた重治は、光秀と面識がなかったため「味方」であることを申し出たうえで、援軍を出そうとしたのである。

それでは、光秀はいつの時点で義昭からのアプローチを受けたのだろうか。

まずは、情報伝達にどのぐらいの時間を要したのか考えたい。これに関わって越中堺城（宮崎城、富山県朝日町）まで進軍していた柴田勝家の場合が参考になる。本能寺の変が勃発した 6 月 2 日未明からほぼ 5 日かかって、情報が約 280 キロメートルを駆け抜けて 6 月 6 日に勝家のもとに到達したことが確認されている。

280 キロメートルといっても直線距離であり、街道には橋が架かっていなかったり、伝馬制度も十分ではなかった時代である。ここでは、単純計算で情報が一日 50 キロメートル進むと仮定したい。京都から備後鞆の浦の義昭までに情報が伝わるのは、直線距離にして約 230 キロメートルあるから、4 日はかかったであろう。

6 月 2 日未明に発生した変の情報を 6 月 5 日に得たとしても、義昭には信長横死の情報の確度を精査する時間が必要だった。仮に、義昭が翌日に信長横死を確信して御内書（ごないしょ、將軍の公式文書）を認め、6 月 7 日早朝に使者を出立させたならば、京都付近に到着するのは最速で 6 月 10 日頃である。ただし、「中国大返し」による街道筋の大混乱のなか、道中無事に秀吉軍を追い抜いていったとしてのことである。

問題は、ここからである。使者は、京都やその周辺諸国を移動していた光秀を探さねばならず、しかも怪しまれないように慎重に接近せねばならなかった。やはり、光秀が土橋重治からの書状を受け取る前に義昭御内書を得るのは至難の業だっただろう。

もし光秀が自ら天下人になるためにクーデターをおこしたのならば、義昭の使者がやってきたとして、すぐにその要求を受け入れることができたであろうか。これらを考慮する

と、光秀は変以前に義昭からのアプローチを受けていたとみるのが自然である。

・将軍足利義昭は、毛利氏と長宗我部氏の連携を前提に光秀のみにアプローチした。

(天正 10 年) 6 月 13 日付で、義昭は小早川隆景の重臣乃美宗勝にあてて御内書を發した。これは本文を引用しよう。

関連史料〔本法寺文書〕(天正 10 年) 6 月 13 日付乃美宗勝宛義昭御内書(抜粋)

信長を討ち果すう(節)えは、入洛の儀急度馳走すべき由、輝元・隆景(毛利)に対し申し遣す条、この節いよいよ忠切(真木島)を抽(小林)んずる事肝要、本意においては、恩賞すべし、よって肩衣・袴これを遣す、なお 昭光・家孝申すべく候也、

冒頭の傍線部分を現代語訳すると、「信長を討ち果したうえは、入洛の儀については急ぎ奔走すべきことを毛利輝元・小早川隆景に対し申し遣したので、この時期に臨んでますます忠節を尽くすことが肝要である」となる。これについては、素直に読む限り義昭自身が画策して信長を討ったことを表明している。それを踏まえて、輝元と隆景の上洛戦への供奉を命じているのである。

関連史料として、次の(天正 10 年) 6 月 17 日付で長宗我部元親の外交を担当した実弟香宗我部親泰(長宗我部国親三男)に宛てた義昭の御内書と真木島昭光の副状(そえじょう、将軍近臣が御内書とセットで作成する文書)がある。両史料ともに、ほぼ同内容なので御内書の本文のみを読み下し文で抜粋する。

関連史料〔香宗我部家伝証文〕(天正 10 年) 6 月 17 日付香宗我部親泰宛義昭御内書(抜粋)

先度元親帰洛の事、忠切(節)を抽(真木島)んずべき由言上する条、悦喜(小林)の通り申し遣わし候、いよいよ芸州と相談し、馳走候様申し聞かすべし、なお 昭光・家孝申すべく候也、

義昭は、親泰に対して自らの帰洛に忠節を尽くすことを、元親が既に同意していることを確認している。それについては、芸州すなわち毛利輝元と相談すること、つまり「芸土同盟」が前提となっていた。義昭は、上洛に向けての出陣を督促したのである。彼のもくろみとしては、この段階で毛利・長宗我部両氏が上洛戦を支えることになっていたと考えられる。

この御内書の年次は、天正 10 年しかない。その理由は、次の通りである。

天正 9 年 6 月以前では、毛利氏と長宗我部氏が敵対していたからありえない。天正 11 年 6 月では、既に同年 4 月に賤ヶ岳合戦が終了しており、毛利氏が秀吉と国分(くにわけ、境界画定)交渉を再開していた。長宗我部氏は反秀吉方だったから、そもそもその時点で、義昭が両氏に号令して上洛戦を開始するような状況にはなかった。天正 12 年以降もありえないから、天正 10 年でよい。

本史料発見の研究上の意義

本史料は、これまでは、東京大学史料編纂所架蔵影写本「森家文書」所収の写し*が知られていたが、今回はじめて原史料が発見された。これによって、本能寺の変において、光秀がかつての主君であった將軍足利義昭を奉じていたことが確定された。したがって、本文書の原本が発見された意義はきわめて大きい。

以下、写しでは知り得なかった情報を中心に解説し、本史料発見の研究上の意義について指摘したい。

*写しとは、東京大学史料編纂所の職員が古文書を手書きで写したものである。したがって、正確に写したかどうか最終的に判断しかねる部分もある。当然のこと、筆跡や紙質・紙の大きさなど重要データは得られない。

〔新データ〕

本史料の法量は、縦 11.5 センチ・横 56.7 センチと小振りで継ぎ目のない横長の密書（機密文書）の形態である。筆跡はしっかりとした達筆で、料紙の伝存状態もきわめて良好である。本文中の筆致と光秀の署判に違いが認められないことから、自筆書状の可能性が高い。

加えて、写しや写真では確認できなかった細かな折目（平均約 2 センチ、資料参照のこと）が確認できたことが重要である。書状の奥にいささか黒ずんだ差出・宛所の部分があるが、これが包紙であることも確認できた。きっちりとコンパクトにたたまれ、包紙に包まれて、宛先の紀伊雑賀の土橋重治のもとに運ばれたのである。

今回の調査の結果、この光秀書状は原型を変えずにそのまま軸装されて大切に伝存されていたことが判明した。内容については、写しと原本との異同は認められなかったが、第 3 条の江州の次が「濃州」と確定できた。

本史料は、内容はもとより、筆致・料紙からも問題がなく、本能寺の変直後に光秀の意思を伝えた密書として臨場感あふれる第一級の史料と評価されるもので、これが市民に向けて広く公開されたことの意義はまことに大きい。

〔研究上の意義〕

①光秀が、隙をみせた主君信長を葬って天下人をめざしたのではなく、義昭の帰洛による室町幕府再興のためにクーデターをおこしたことがわかったこと。

（天正 10 年）6 月 9 日付光秀自筆覚書（参考資料①）第 3 条下線部において、光秀は今回のクーデターの目的は、光秀の娘婿である細川忠興を取り立てるためのものであると念を押し、五十日・百日のうちに畿内を平定して地盤を確立した後は、天下を子息十五郎や忠興に引き渡して引退すると記していることと符合する。管領家かんれいに連なる細川家や幕府衆である明智家を中心とした国家を構想しているのだからから、やはり義昭の帰洛による幕府再興のためのクーデターだったことが判明する。

②ギリギリまで長宗我部氏と信長との間を調整しようとしたものの（「石谷家文書」、参考資料②）、それが不調に終わったときのために、旧主義昭との関係を復活させていたことが判明したこと。

2014 年 6 月の「石谷家文書」の発見は画期的だったが、そこで注目された長宗我部氏の窮地を救うべく光秀が本能寺の変を起こしたとする「四国説」に、新たな視点を加える内容をもっている。最終的に信長から離反した光秀は、毛利氏や長宗我部氏に推戴され

た将軍足利義昭の帰洛による幕府再興をめざしたのである。義昭の立場からは、天正元年7月に宇治真木島城で信長に敗退して以来、信長包囲網を形成しながら何度も試みた上洛戦の一環として、本能寺の変を位置づけることができる。

〔参考資料〕

①（天正10年）6月9日付光秀自筆覚書（永青文庫所蔵「細川家文書」）

覚

- （元結）
一、御父子もとゆゑ御払い候由、もつとも余儀なく候、一旦我らも腹立ち候へども、思案候ほど、かやうにあるべきと存じ候、しかりといえども、この上者大身を出され候て御入魂希むところに候事、
一、国の事、内々摂州を存じ当て候て、御のぼりを相待ち候つる、但・若（但馬・若狹）の儀思し召し寄せ候はば、これをもって同前に候、指合いきつと申し付くべく候事、
一、我ら不慮の儀存じ立ち候事、忠興（細川忠興）など取り立て申すべきとての儀に候、更に別条なく候、五十日・百日のうちには、近国の儀あい固むべく候間、それ以後は、十五郎・与一郎（明善）など引き渡し申し候て、何事も存ずまじく候、委細兩人申さるべき事、

以上、

（天正十年）

六月九日

光秀（花押）

②（天正10年）5月21日付斎藤利三宛長宗我部元親書状（「石谷家文書」）

〔現代語訳〕

- 一、このたびの信長の朱印状に対するご承諾が、なにかと今まで遅れましたことは、特に他事があったものではありません。（信長に対する）贈物を取り計らうことができず、遅くなってしまう、時節柄を過ぎてしまったのですが、このままではどうしようもないでしょうか。ただし、秋に準備して申し上げれば、信長の意向にもかなうこともあるかと認識しております。
- 一、一宮城をはじめ夷山城、畑山城、牛岐城、仁宇南方から残らず撤退しました。信長の朱印状の内容に応じて、このような対応をもって、信長にご披露していただけないでしょうか。これでもご披露するのがむずかしいと頼辰が仰っているので、いよいよ妥協の余地はなくなってしまっています。もはや、戦いの時が到来したのでしょうか。当方は、多年にわたり信長のために粉骨し、まったく反逆する気持ちはないのに、思いも寄らない仕打ちにあうことは、納得できないことです。
- 一、このうえ信長の命令に変更がないことが確実であるならば、お礼を申し上げねばなりません（防戦せざるをえないとの意か）。どうあっても、海部・大西両城については、こちらで維持せねばなりません。これは阿波・讃岐の領有を望んでいるためでは、まったくありません。ただ、土佐の玄関口にこの両城があたりますので、こちらで維持せねばならないのです。ここまで差し出さねばならないのでは納得できません。
- 一、信長が東国を平定されて帰陣され、あなた（利三）もご帰陣されたことはめでたいことです。
- 一、どのようなことでも頼辰と相談されるべきです。ご分別が重要です。すべてお手紙を待っています。

〔参考文献〕

藤田達生『謎とき本能寺の変』（講談社現代新書、2003年）

藤田達生『証言 本能寺の変』（八木書店、2010年）

浅利尚民・内池秀樹編『石谷家文書 将軍側近の見た戦国乱世』（吉川弘文館、2015年）

藤田達生・福島克彦編『明智光秀』（八木書店、2015年）